

令和4年5月現在

## CHALLENGE SQUARE MANNAKA 利用規約

本規約は、まちづくりたけた株式会社(以下、「運営者」という。)が運営する CHALLENGE SQUARE MANNAKA(以下、「MANNAKA」という。)を、起業や事業拡大のために開業しようとする事業者(以下、「出店者」という。)に利用していただくにあたり、その条件を定めるものです。

本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、MANNAKA を利用できるものとし、利用にあたっては、本規約に定める事項を厳守していただきます。

### 1. 申込資格

MANNAKA に出店申込みできるのは、下記の要件をいずれも満たす方とします。

- (1) 個人または法人、その他団体であること
- (2) 地域・商店街・運営者と協調性をもって、活動を維持できる方
- (3) 暴力団・暴力団員等、その他の反社会的勢力でないこと

### 2. 出店できる業態の制限

MANNAKA では、運営者が承認する商品・サービスのみ取り扱えます。申込み前に運営者にご相談ください。

### 3. 禁止事項

- (1) 出店者は次の各号に掲げる禁止事項を行ってはなりません。
  - ① 運営者、ほかの出店者の利用者および周辺住民に危険または迷惑を及ぼす行為
  - ② 運営者が承認した目的外で MANNAKA を使用すること
  - ③ MANNAKA に居住すること
  - ④ MANNAKA の全部または一部を第三者に利用させ、若しくは出店に係る権利を譲渡または担保に供すること
  - ⑤ 運営者の許可なく、造作、模様替えまたは工事を行うこと
  - ⑥ その他の運営に支障を及ぼす行為を行うこと

### 4. 出店の申込み

- (1) MANNAKA へ出店を希望する者は、次の各号に定める書類(以下、「申込書等」という。)を運営者に提出するものとします。
  - ① 応募申込書
  - ② 履歴書

③ その他、運営者が必要と認める書類

5. 出店の決定

運営者は、出店を希望する出店者の申込書を厳正に審査したうえ、出店の認否を決定し、出店者にその旨を通知します。

6. 出店契約

運営者および前期5により出店の承認通知を受けた出店者は、速やかにその契約を締結します。

7. 利用期間等

利用期間の延長を希望する出店者は、原則として利用期間の終了日の1ヵ月前までに、運営者に申込みを行わなければなりません。運営者は、その申込みを厳正に審査したうえ、延長の認否を決定し、出店者へその旨を通知します。

8. 賃料等

運営者は出店者に対し、毎月1日～月末までの利用料を取りまとめ、利用月の翌月10日までに請求書を電子メールで発送するものとします。出店者は利用月の月末までに運営者指定の銀行口座に振り込むことで支払います。なお、その際の手数料は、出店者の負担とします。

9. 出店の中止

出店者が承認を受けた利用期間において、契約の解除を希望する場合は、速やかに運営者に通知するものとします。

10. 天災等による本事業の終了

- (1) 運営者は、天災その他の運営者または出店者の責めに帰すことができない事由により、出店者がMANNAKAを利用できなくなった際は、本事業を終了するものとします。
- (2) 運営者は、前項により出店者が被った損害について、一切の責めを負いません。

11. 契約終了時の現状回復

出店者は、運営者から承認された利用期間の終了日までにMANNAKAを現状回復しなければなりません。

## 12. 事業損益の取扱い

MANNAKA に関する事業で発生した収益および損失は、出店者に帰属するものとします。

## 13. その他

本規約に定めのない事項および利用期間中の MANNAKA に係る諸問題については、運営者および出店者は信義則に基づき協力して問題の解決にあたらなければなりません。

附則 この規約は、令和4年5月1日から施行します。